

特集 内部留保の社会的活用と日本経済

大企業優遇税制をどうただすか

菅 隆徳

はじめに

法人税は、株式会社などが得た利益に課せられる税金で、国の税収を支える重要な柱の一つである。2017（平成 29）年度の予算では、法人税 12.4 兆円、所得税 17.9 兆円、消費税 17.1 兆円となっていて、この三つの税金合計で国の全体の税収予算 61.4 兆円の約 80%を占めている。

消費税が導入された翌年の 1990 年の法人税収は 18.4 兆円あった。ところがその後、税収は下がり続け、2016 年の法人税収は 10.3 兆円と半減している。法人税率のあいつぐ引下げと大企業優遇の減税のためである。一方で消費税収は 1990 年が 4.6 兆円だったが、5%への増税、8%への増税を経て 2016 年度には 17.2 兆円となっている（図 1、表 1 を参照）。

表 1 大企業・大資産家にはドンドン減税

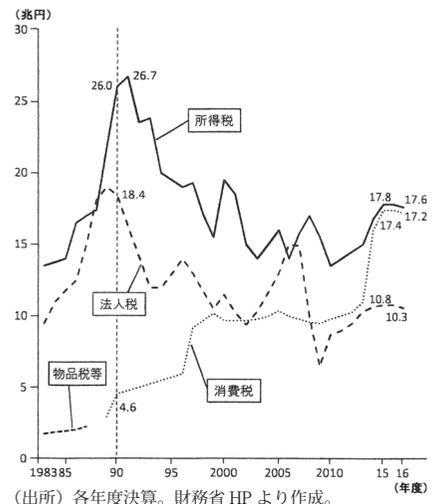
法人税の推移		所得税と住民税の最高税率の推移		
年	税率	年	所得税率	住民税率
1984 年	43.3%	1984 年	70% (8000 万円超)	18%
87 年	42.0%	87 年	60% (5000 万円超)	18%
89 年	40.0%	88 年	同上	16%
90 年	37.5%	89 年	50% (2000 万円超)	15%
98 年	34.5%	95 年	50% (3000 万円超)	15%
99 年	30.0%	99 年	37% (1800 万円超)	13%
2012 年	25.5%	2007 年	40% (1800 万円超)	10%
2015 年	24.9%	2015 年	45% (4000 万円超)	10%
2016 年	23.4%	2016 年	同上	10%
2018 年	23.2%	2018 年	同上	10%

（出所）財務省資料より作成。

1 法人税は大企業になるほど負担が軽くなる

法人税率は現在 23.2%（2018 年度から）の比例税率となっている。比例税率というのは所得が増えても同じ一律の税率ということである。だから、大きな所得のある大企業も所得の小さい中小企業も法人税の負担割合（法人税 / 所得）は同じはずである。ところが実際の税負担を国税庁の資料に基づき調べてみると、大企業になるほど法人税の負担が軽くなっている（図 2）。このグラフは国税庁の資料に基づいて、資本金の規模別に、その会社が実際に支払った法人税額を分子に、その会社の本来の所得金額を分母にして、法人税負

図 1 国税三税の推移（実額）グラフ



担率を計算したものである。

このグラフを見ると、資本金1億円以下の中小企業の負担率は15.9%から19.9%となっているが、資本金1億円超5億円以下の中堅企業で21.1%と負担率がピークになり、その後資本金の規模が大きくなるにつれて負担率が下がっている。資本金10億円以下(19.4%)→資本金50億円以下(18.6%)→資本金100億円以下(16.7%)→資本金100億円超(11.7%)→連結法人(4.7%)となっている。ここで連結法人というのは、親会社の子会社とグループで法人税の申告を行う連結納税会社のことである。ほとんどが大企業である。

連結法人の負担割合が4.7%と極端に低いのは

なぜだろうか。連結法人は通常の大企業減税の優遇を受けている他に、グループの子会社の中に赤字会社があると親会社の黒字と相殺される。そのため利益が圧縮され親会社が単独で申告するより負担がずっと少なくて済むのである。表2を見ると、日本の有名な大企業はほとんど連結納税をしている。連結納税制度による大企業に対する減税は年間で5,013億円(2016年度)にのぼる。

そこでこの資料をもとに大企業、中小企業の実際の法人税負担率を計算してみると表3のようになる。大企業と中小企業の法人税の負担割合を比べてみると、大企業は中小企業の負担割合の半分である。大企業は中小企業の半分しか法人税を

図2 資本金階級別の法人税実質負担率(2016年度)

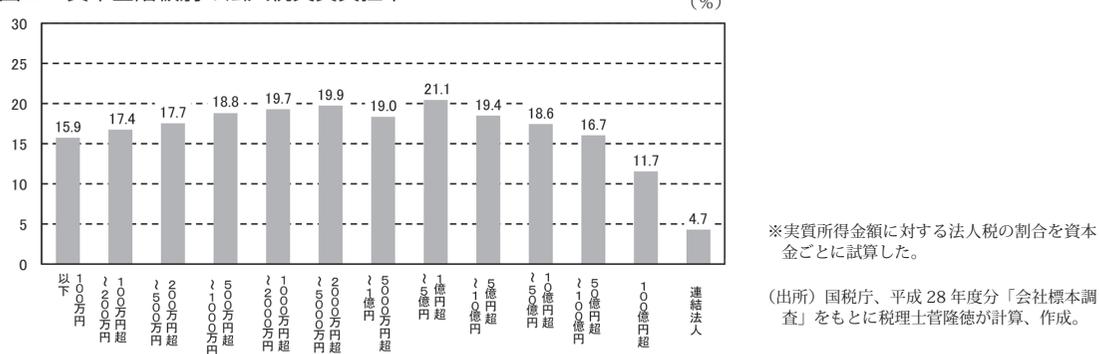


表2 連結納税を採用している大企業

業種	企業名
自動車	トヨタ自動車、本田技研、日産自動車、三菱自動車、ヤマハ発動機
電機	日立製作所、三菱電機、ソニー、東芝、富士通、シャープ、NEC
その他機械	村田製作所、三菱重工、リコー、住友機械工業、セイコーエプソン
鉄鋼・金属	JFEHD、神戸製鋼所、日立金属、日本軽金属
化学	三菱ケミカルHD、旭化成、田辺三菱製薬、住友ゴム、日産化学工業
その他製造業	旭硝子、味の素、TDK、帝人、日本ハム、サッポロHD、資生堂
エネルギー	JXHD、四国電力、中国電力
商社	三井物産、住友商事、丸紅、伊藤忠商事、双日、兼松
建設・不動産	東急不動産、大成建設、鹿島建設、熊谷組、大京、長谷工
運輸・通信	NTT、ソフトバンク、小田急電鉄、阪急阪神HD、全日空、日航、南海電鉄
金融	りそなHD、新生銀行、野村HD、大和証券、日立キャピタル

(注)「HD」はホールディングスの略。(出所)各社の有価証券報告書による。

表3 大企業、中小企業の実質法人税負担率(2016年度)

	所得金額 ①	法人税額 ②	負担割合 ③ (②/①)
中小企業 資本金 1億円以下	194,980 億円	36,901 億円	18.9%
中堅企業 資本金 1～10億円	61,786	12,737	20.6%
大企業 資本金 10億円超 + 連結法人	562,189	55,037	9.8%

(出所) 国税庁 平成27,28年度分「会社標本調査」「平成28事務年度、法人税等の申告(課税)事績の概況」をもとに、税理士菅隆徳が実質所得金額を計算し、作成。

払っていないということになる。法人税負担の不公平な実態がある。

大企業はなぜ中小企業よりずっと低い税負担になっているのだろうか。それは大企業が、大企業優遇の様々な減税措置（これを租税特別措置という）の適用を受けて、税負担を減らしているためである。さらに、法人税率が比例税率で所得が大きくなっても、税負担が上がらないためである。

大企業優遇税制による 2016 年度の大企業の法人税減税額は 6 兆 3,094 億円にもなる。これに法人税率引下げによる減税額 7 兆 7,793 億円をくわえると 14 兆円を超える大企業減税額になっている（表 4）。

富岡幸雄中央大学名誉教授は、日本で法人税を

ほぼ法定税率通りに払っているのは、黒字を出した中小企業で、現状は、巨大企業が極小の税負担で中小企業が極大の税負担をしていると述べている。そして資本金の規模別に見ると、下に重く上に軽い「逆累進構造」になっていると指摘している（『税金を払わない巨大企業』文春新書、2014 年）。次に大企業優遇の租税特別措置について、さらに具体的に見てみよう。

(1) 試験研究費の減税措置で莫大な減税

会社が製造技術の改良、考案、発明のために試験研究費を支出した時、支出した金額の約 10% を、その会社の法人税額から控除してくれる。これは試験研究費の税額控除という制度で、財務省の発表によると、2014 年度にはトヨタ自動車の

表 4 2016 年度の大企業減税額の試算

(1) 租税特別措置による大企業の減税額

	減税項目	減税額	概要
	租税特別措置法関係	1 兆 2,793 億円 (2016 年度)	試験研究費の税額控除など
法人税法の租税特別措置	受取配当益金不算入	2 兆 4,788 億円 (2016 年度)	受取配当を利益から除き、減税するもの
	外国子会社配当益金不算入	1 兆 7,786 億円 (2016 年度)	外国籍企業の外国子会社からの配当の 95% を利益から除く減税
	連結納税	5,013 億円 (2016 年度)	国内子会社の所得を親会社の所得と合算して法人税を計算する仕組み。連結納税グループ企業の中に赤字法人があると、各企業の黒字と赤字が相殺されるため課税所得が減り、個別に納税するより法人税が減税になる
	株式発行差金への非課税	2,714 億円 (2016 年度)	会社に株主から払い込まれる株式発行差金（プレミアム）は一種の「利益」と考えられるが、法人税ではこれに課税しない
	合計 ①	6 兆 3,094 億円	

(2) 法人税率引き下げによる減税額

減税項目	減税額	概要
課税所得分	6 兆 6,058 億円	大企業の課税所得 × 18.6% (注①)
減税対応分	1 兆 1,735 億円	大企業の減税額 (6 兆 3,094 億円) × 18.6%
合計 ②	7 兆 7,793 億円	

合計①+②で
10 兆円を超える
財源が生まれる！

注① 18.6%とは消費税導入前の法人税率 42% - 2016 年度の法人税率 23.4%

(出所) 財務省「法人企業統計」「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」国税庁「会社標本調査結果」（税務統計から見た法人企業の実態）「平成 28 事務年度法人税等の申告（課税）事績の概要」より菅隆徳税理士が計算、作成。

減税額は1,084億円、日産自動車213億円、本田技研工業210億円、JR東海192億円、キャノン157億円などとなっている（表5）。

(2) 受取配当益金不算入

受取配当益金不算入は、企業が持っている他社の株の受取配当金を、利益に組み入れなくてよい、という制度である。その株が、国内にある子会社や関連会社のものであれば、配当金は100%除外してよく、それ以外の企業の株についても50%を利益としてカウントしなくてよいことになっている。

さらに、条件を満たせば海外の子会社からの受取配当金も、95%を、利益に算入しなくてもよい、とされている（外国子会社配当益金不算入）。いずれも莫大な減税額を生み出している（前出・表4を参照）。この莫大な減税が大企業の内部留保増にまわっているのである。

2 「日本の法人税は高い」というまやかし

(1) 「法人実効税率」のごまかし

安倍首相は企業の競争力をつけるため、高すぎ

表5 1社あたりの試験研究費による減税額
(2014年4月1日～2015年3月31日に終了した事業年度)

	社名	租税特別措置の種類	減税額(億円)
① 連結	トヨタ自動車	試験研究費の税額控除	1084
② "	日産自動車	"	213
③ "	本田技研工業	"	210
④ 単体	JR東海	"	192
⑤ 連結	キャノン	"	157

(注) 1. 連結は連結納税をしている法人、単体は単体で申告納税している法人を示す。
2. 「報告書」では社名は公表されず、コード番号により表示されているがトヨタ自動車は菅隆徳の推定による。また、日産自動車、本田技研工業、JR東海、キャノンは朝日新聞(2016年2月14日付)の推定による。
3. 5社はいずれも資本金10億円超の大企業である。
(出所) 財務省2016年度発表「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する調査」をもとに、菅隆徳が作成。

表6 法人実効税率の国際比較(2018年1月現在)

日本	アメリカ	フランス	ドイツ	中国	イギリス
29.74%	27.98%	33.33%	29.83%	25.00%	19.00%

(出所) 財務省資料

る日本の法人税を引き下げるとしている。経団連など財界も、日本の法人税率をアジア諸国並みに引き下げべきだと要求している。本当に日本の法人税は高いのだろうか。表6は財務省がつくった法人税率の国際比較である。

彼らはこれを「法人実効税率」といつている。実効税率というと会社が実際に払った税率のように聞こえるが、これはごまかしである。彼らは会社の利益に対してかかる、法人税、法人事業税、法人住民税、のいわゆる法人3税の合計税率を実効税率といつているのである。つまり表面的な法定税率のことで、会社が実際に負担した税率ではない。

表6を見ると、日本はフランスよりは低く、ドイツ、アメリカ並みで、中国、イギリスよりは高い、中位の水準のように見える。安倍首相や財界は、これが高いので中国並みの25%まで引き下げるといつているわけである。もし法人3税を中国並みの25%に引き下げると、その減税額は年間5兆円になるといつわれている。

しかし、表6は各国の表面的な法定税率を示しただけのものである。しかも、国によって制度や仕組みに違いがあるし、特別な優遇措置なども異なる。法人税の負担割合は、表面的な法定税率の比較をしても無意味なのである。比較をするなら、会社が実際に負担している割合、本当の負担率によらなければ意味がない。

(2) 日本の大企業の実際の負担率は中国より低い15%

そこで2017年度の日本の大企業の実際の負担率を、各社が公表している決算書、有価証券報告書から計算してみた。すると法定実効税率は約30%なのに、平均で13.5%しか負担していないことがわかった(表7)。

財務省の発表しているわが国の表面的な

法定税率は法人3税で29.74%（表6参照）だが、大企業はさまざまな優遇措置によって、実際の負担は半分以下に減っているのである。これが大企業の本当の負担率である。諸外国と比較すれば、すでに中国より低いことになる。

（3）政治献金が大減税をつくりだす

「朝日新聞」は、財務省が租税特別措置法による2014年度の減税額を発表したのを受けて、「企業の政策減税倍増」、「安倍政権下で1.2兆円、62%巨大企業」、「大企業減税、家計に届かぬ果実」と書いたうえ、「企業の大口献金急増」と報じている。記事は次のように述べている。

「企業から自民党への政治献金が増えている。自民党の政治資金団体、国民政治協会への300万円以上の大口献金を「朝日新聞」が集計したところ、自民党の政権復帰で急増し、2014年には民主党政権時代のほぼ倍の約14億円になった。最も多いのは自動車業界（部品、重機などを含む）

の計約2億7千万円で、全体の約2割を占める。トヨタは6440万円、日産は3500万円だった。2位の電機業界は約1億9千万円。アベノミクスの「第2の矢」で公共事業が増えた建設業界は12年の約3.4倍に増え、電機業界とはほぼ同額となった……」（「朝日新聞」2016年2月14日）。この記事からも、政治献金が会社の大減税をつくりだしている状況がよくわかる。

（4）経団連の要望

税金の法律は毎年変わる。経団連の担当者として財務省と交渉にあっている経団連常務理事の阿部泰久氏は次のように話している。

「毎年の税制改正にあたり、租税特別措置についてはそれぞれ対応する要望官庁があり、経産省なり国交省なりが前面

に立って検討しますが、法人税本法については、財務省が中心となり、あとは納税者代表として経団連が意見を出しています。（中略）今回の改正は、成長戦略の中で、所得の大きい企業、稼ぐ力の企業ほど手厚い減税になっています。一方で稼ぐ力の乏しい企業には今まで以上に負担を課す、というのがはっきりした形で表れることになりました。検討過程では、経団連主要企業データと突き合わせてシミュレーションを行って、どれだけ制度を変えたら企業にどれだけ影響があるかというのを当てはめていきます。それをもとに、改正の影響が各企業に対してできるだけなだらかなるようにと意識して意見を出してきました」（中央経済社「税務弘報」2015年3月号）。

要するに、多額の政治献金をした財界が、納税者の代表として財務省と交渉し、大企業の減税になる優遇措置を要望し、財務省はその要望にそって法律をつくっているのである。

表7 主要大企業の法人3税負担率（2017年度）

企業名	税引前純利益 (億円)	法人3税 (億円)	法定実効税率 (%)	負担率 (%)
トヨタ自動車	22,381	4,049	30.3	18.1
日産自動車	1,700	450	30.8	26.5
武田薬品工業	2,479	△46	30.8	△1.9
キヤノン	2,736	493	31.0	18.0
デンソー	1,809	395	30.3	21.8
本田技研工業	4,659	597	30.4	12.8
三井物産	3,545	△54	31.0	△1.5
伊藤忠商事	765	93	31.0	12.1
新日鐵住金	1,110	16	30.9	1.5
第一三共	921	41	30.7	4.5
小松製作所	1,710	410	30.7	24.0
三菱電機	2,268	133	31.0	5.9
豊田自動織機	1,141	233	30.3	20.3
丸紅	565	△66	31.0	△11.6
三井不動産	1,619	370	30.8	22.8
いすゞ自動車	699	132	30.8	18.8
京セラ	697	154	31.0	22.1
マツダ	981	158	30.7	16.1
アステラス製薬	2,916	160	30.7	5.5
住友商事	2,100	△46	31.0	△2.2
合計・平均	56,801	7,672	30.8	13.5

（注）法人3税（法人税・法人事業税・法人住民税）の負担金額を税引前純利益の金額で割って負担率を計算。法定実効税率は各社の有価証券報告書に記載されている税率。

（出所）各社の有価証券報告書に記載された個別損益計算書より税理士菅隆徳が作成。

(5) 優遇措置は「隠れた補助金」

大企業の政治献金が税金の公平性をゆがめている実態について、森岡孝二関西大学名誉教授は次のように述べている。

「法人税率の引き下げや政策減税の拡大に代表されるアベノミクス税制は日本経済全体ではなく、一部のグローバル企業にとって都合がいい政策ばかりだ。減税の恩恵を受けた企業から自民党が多額の献金を受けているのは利益の還流と言え、経済界と政治の蜜月ぶりを象徴している。多額の政治献金が税制改正の議論を歪めてしまう可能性がある」（「朝日新聞」2016年2月14日）。利益の還流とは大企業に対し税金を戻すこと。つまり、優遇措置による減税は実質的には補助金と同じだと指摘している。このような補助金を「隠れた補助金」という。

3 法人税の二つの考え方——会社の利益は会社のものか、株主のものか

(1) 会社の利益は株主のもの……会社は「実体のない仮の姿説」

会社が稼いだ利益にかかるのが法人税である。会社の儲けは会社が稼いだものだから会社に税金をかけるのは当然である。ところが、会社は株主のつくったものだから、その会社の利益は会社のものではなく株主のものだという考え方がある。

会社の利益は株主のものだという考え方に立つと、会社の利益は株主に分配されるのだから株主に税金をかければよい。そして、会社と株主の両方から税金を取ると二重課税となるため、会社には税金をかけなくてよい、という話になる。

この結論を導くのが、実質的に会社を動かしているのは株主で、会社は「実体のない仮の姿」という考え方である。じつは日本の法人税は、この「仮の姿説」でできている。専門用語では「法人擬制説」というが、会社には実体がなく、見せ

かけの存在だという意味である。

会社に実体がないとは理解しづらい話なのだが、じつは、法人税が減っている原因の一つが、ここにある。

(2) 「仮の姿説」で大企業に大減税

たとえば、大企業が株の配当を受けた場合、普通ならお金が入るわけだから利益になる。しかし日本の税法では、法人税を計算するとき、ほとんど利益に入れなくてよいことになっている。

なぜ利益に入れなくていいのだろうか。理屈はこうだ。配当金を払う方の会社は配当金を支出しても経費にならないため、受け取ったほうの会社も利益に入れなくてよい、したがって、税金をかけなくてよい。会社の利益は最後に個人の株主に配当されるのだから株主に税金をかければよい、というわけである。これは「仮の姿説」によるものである。「仮の姿説」は、大企業の税金を減らすために大いに役立っているのである。

ほかにも「仮の姿説」で大企業に有利な仕組みがある。法人税の税率は、大企業の大きな利益も小さな会社の小さな利益も同じ税率、23.2%（2018年度から）になっている。なぜ、大きな利益には高い税率をかけ、小さな利益には低い税率をかける累進税率をとらないのだろうか。

「仮の姿説」では、税金は個人の株主が配当金を受け取った時にかけるべきで、会社が払う法人税は株主が払う所得税の「前払みたいなもの」と説明する。だから、前払の法人税には累進税率は必要がなく、同じ税率・比例税率でよいというのである。

(3) 会社の利益は会社のもの……会社「実在説」

他方、「会社と株主は別で、会社は会社として独立している」という考え方がある。独立しているのだから会社の利益は会社のもの、会社に法人税をかけるのは当然だということになる。こちらは「仮の姿」に対し「実体のある独立した存在」

ということで、専門用語では「法人実在説」という。読んで字のごとく会社は実在している、というわけである。

アメリカは、この「実在説」をとっているため、法人税は、15%、25%、34%、35%、38%、39%の6段階の累進税率になっている（2016年現在）。

日本もアメリカにならぬ、「仮の姿説」をやめ、「実体のある独立した存在」として法人税も累進税率にすべきである。とりわけ、株主と経営者が同じというオーナー株主の中小企業にとっては、憲法が掲げる生存権の保障という点からも要請されるものである。現在、資本金1億円以下の中小企業の場合、特例措置として、利益の800万円までは15%の低い税率になっているが、こうした中小企業の生存権を考慮した措置は、格差社会をなくすためにも、より徹底して行われるべきだといえる。

ところが、日本の現在の税制下では、憲法の要請する姿とは、大きく異なる事態が生じているのである。

4 法人所得と税率

現代社会における法人の存在、実態に相応しい、公平な課税を考えていく必要がある。法人は個人とは別個の「課税単位」を構成するものとして、それに対して独自の応能負担原則を追求すべきである。その法人決算の各事業年度の所得に課税する法人税としては、その所得の大きさに応じて税を負担させる、超過累進税率（所得に応じて税率が上がる）が妥当であるといえる。法人は個人とは別個の「課税単位」だから、配当に関する二重課税排除措置（配当税額控除や受取配当益金不算入制度）は税の優遇措置として全廃されるべきである。

法人税率も現在は23.2%の比例税率となっているが、画一的な比例税率（23.2%）は不公平であり、

法人税の税率も、所得税に準じて5%から45%までの超過累進税率にすべきである。画一的な比例税率は、大企業に軽い課税、中小企業に重い課税をもたらしてきた。法人税を累進課税にすれば、中小企業には通常は低税率が適用され、中小法人企業の活性化にもつながる。

5 中小企業には低く、大企業には高く

(1) 大企業優遇の「租税特別措置」を廃止し、法人税は累進課税に

今まで日本の法人税について、儲かっている会社ほど税負担が軽い、法人税の「逆累進構造」の不公平な実態を見てきた。税負担の公平を図るためには、一部の大企業のみが優遇を受ける租税特別措置は廃止すべきである。現代社会では、法人は個人とは別個の社会的存在である。社会的にも独自の単位を構成するものとして扱われている。とりわけ大法人は、政治的経済的にも個人とは別個の継続企業（ゴーイングコンサーン）としての存在である。法人それぞれが課税主体であることを考えると、大きな所得のある法人と小さな所得の法人とが一律の比例税率であることは不公平である。日本国憲法は税の負担のあり方について、応能負担原則を求めている。法人税にも比例税率ではなく、所得税の累進税率に準じた超過累進税率を導入すべきである。

(2) 累進税率を導入した場合の法人税収はこうなる

表8は国税庁の資料をベースに、法人税に5%、15%、25%、35%、45%の5段階の超過累進税率を導入した場合の、法人税収金額の推定を行ったものである（2016年度）。

法人税の大企業優遇税制（租税特別措置）を廃止し、法人税に超過累進税率を導入した場合には、現在の法人税収（2016年度）10兆4,676億円が、29兆1,837億円になる。憲法の求める応能負担原

則を法人税に具現化すると、大企業はその負担能力に相応しい税負担となる。法人税収は2.8倍となるのである。

法人税に累進税率を導入した場合には中小企業は減税になる(表9)。現行税制における法人税の金額と累進税率を導入した場合の法人税の金額を資本金規模別に比較したものである(2016年

度)。大企業は増税になる。しかし資本金5000万円以下の中小企業は減税になる。

公平な法人税制、能力に応じた税負担の法人税制を求めるとすれば、これが本来の公平な税負担といえるだろう。

(すが たかのり・税理士)

表8 法人税を累進税率とした場合の法人税収(2016年度)

	合計所得金額 ①	利益法人数 ②	1社当たり平均所得 ③ (①/②)	累進税率による 1社当たり法人税額 ④	累進税率による 法人税収 ⑤ (④×②)
(資本金階級別)	百万円	社	百万円	万円	百万円
100万円以下	912,372	121,852	7	35	42,648
100万円超	107,578	20,435	5	25	5,108
200万円〃	2,406,884	373,319	6	30	111,996
500万円〃	4,799,742	266,028	18	190	505,453
1,000万円〃	2,091,736	69,144	30	470	324,977
2,000万円〃	4,557,807	74,467	61	1,245	927,114
5,000万円〃	4,621,896	25,529	181	4,245	1,083,706
1億円〃	4,583,161	9,577	479	11,695	1,120,030
5億円〃	1,595,435	1,327	1,202	38,810	515,009
10億円〃	4,864,162	2,506	1,941	72,065	1,805,948
50億円〃	3,096,188	576	5,375	226,595	1,305,187
100億円〃	25,674,053	790	32,499	1,447,175	11,432,683
連結法人	22,584,490	1,039	21,736	962,840	10,003,908
合計	81,895,504	966,589			29,183,767

(出所) 国税庁、平成28年度分「会社標準調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。法人税率5%(所得800万円以下)、15%(所得2,000万円以下)、25%(所得5億円以下)、35%(所得10億円以下)、45%(所得10億円超)の5段階とし、超過累進税率を適用している。

合計所得金額=申告所得金額+受取配当益金不算入額等+引当金等増加額+連結納税によって相殺された所得金額を示している。

表9 現行税率と累進税率による1社当たりの法人税額の比較(2016年度)

	1社当たりの平均所得	現行税率による 1社当たりの法人税額	累進課税による 1社当たりの法人税額
(資本金階級別)	百万円	万円	万円
100万円以下	7	105	35
100万円超	5	75	25
200万円〃	6	90	30
500万円〃	18	354	190
1000万円〃	30	635	470
2000万円〃	61	1,360	1,245
5000万円〃	181	4,168	4,245
1億円〃	479	11,209	11,695
5億円〃	1,202	28,127	38,810
10億円〃	1,941	45,419	72,065
50億円〃	5,375	125,775	226,595
100億円〃	32,499	760,477	1,447,175
連結法人	21,736	508,622	962,840

(出所) 国税庁、平成28年度分「会社標準調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。現行税率(2016年度)については、23.4%で計算。資本金1億円以下の中小企業については、所得800万円までは軽減税率15%で計算している。累進税率は5%(所得800万円以下)、15%(所得2000万円以下)、25%(所得5億円以下)、35%(所得10億円以下)、45%(所得10億円超)の5段階で計算している。